

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 12 月 13 日
沖縄県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

① 株式会社大地（沖縄県南城市）

設置場所：沖縄県南城市内【平成 30 年度より実施】